

日時：2021年5月13日（木）16時～18時 場所：Web会議のみ
出席者：web会議 藤井田、細羽、村山、鈴木淳夫、窪田、大林、毛利、前田、森口 （記）
（順不同・敬称略）

1. 前回議事録

訂正無し

2. 5月の連休中にPHRガイドラインに関するパブコメの回答が経産省から出ていた。

「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」GW前にとりまとめ結果が公表

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210423003/20210423003.html>

→ 本日もうかがったため、検討する間がなかったので、別途検討結果を連絡する。

3. PHR技術委員会の令和3年度の活動についての議論

(1) PHRを活用した健診事後措置の検討を行う。

厚生労働省標準によるフローを、より詳細に検討したい。

(2) 健診事後措置のうち、コード化等、標準化の動きがあれば教えて欲しい。

(3) 健診事後措置を全く知らない人もいるので、「健診事後措置とは何ぞや」を簡単に教えていただくよう、願います。

また、これまで、PHR協会講演会で何度か「その道の方」に講演いただいている。この委員会活動に参加する方（本日の参加者）には、講演録を配布する。

(4) 地域医療連携は、ネットワーク的には、健診事後措置と似ている点が多い。常に、地域医療連携との両にらみで検討してゆく。

(5) IHEには「ATNA」という、相互認証の仕組みがある。

4. FHIRの活用について

(1) FHIRは統合プロファイル化が遅れており、同時に検討の中に入れることはむづかしい。

(2) FHIRは、極めて重要で、必ず必要な規格である。

(3) 次回、PHR技術委員会の前半1時間で、窪田が概要を講演する。

5. 主課題2：PHRのデータ処理に関わる技術課題検討 について
「セマンティック・データ・モデル」(SDM)という団体で、大学病院という中ではあるが、DWHの在り方の標準化を検討して考えてきた。
PHRにこの考え方を援用できないかと、考えている。
うまくゆくと、AI化への入口が見つかる。
6. ◎主課題3：PHR周辺の法的課題の明確化 の検討について
PHRでは、特に、本人同意の観点重要で、一方、労働安全衛生法では、法的に事業者・労働者等で義務化されており、きちんとした論議・検討が必要。

・次回は、6月16日(水)16～18時

前半は FHIRに関する講義 窪田

後半は 健診事後措置のIT化に関する検討

まず、健診事後措置の概要を織田が講義

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/100331-1a.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf>

ICT化のためのコードの標準化などの状況を知りたい。

—以上—